

🌸 高齢運転者等専用駐車区間制度 🌸

平成 22 年 4 月 19 日から、高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されました。

❑ 高齢運転者等駐車区間とは？

道路上に高齢運転者等専用駐車区間を設置し、その場所は**高齢運転者等が運転し、標章を掲出した普通自動車のみ**が駐車できる制度です。



この道路標識が目印です。

❑ この制度の対象者（高齢運転者等）とは？

普通自動車を運転できる運転免許を受けている方のうち、

- 1 高齢者マークの対象者（年齢が 70 歳以上）
- 2 身体障害者マーク・聴覚障害者マークの対象者
- 3 妊娠中または出産後 8 週間以内の方



↑
高齢者マーク (A)



↑
高齢者マーク (B)



↑
聴覚障害者マーク




↑
身体障害者マーク

※ 高齢者マーク (B) は平成 23 年 2 月 1 日から、新デザイン (A) に変わりました。

なお、高齢者マーク (B) も当分の間使用できます。

ただし、駐車するためには本人が申請して交付された「**標章**」が必要となります。

第 年 月 号 日	
専用場所駐車標章	
登録(車両)番号	
第1号 第2号に該当 第3号	
	公安委員会 印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面(前面ガラスがある場合は、その内側)の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	

■ 標章の申請先

所在地を管轄する警察署の交通課窓口

◆問い合わせ先はこちら◆

- ・ 愛媛県警察本部交通規制課 規制第二係 (電話 089-934-0110)
- ・ 四国中央警察署 交通課 (電話 0896-24-0110)
- ・ 新居浜警察署 交通課 (電話 0897-35-0110)
- ・ 西条警察署 交通課 (電話 0897-56-0110)
- ・ 西条西警察署 交通課 (電話 0898-64-0110)
- ・ 今治警察署 交通課 (電話 0898-34-0110)
- ・ 伯方警察署 交通課 (電話 0897-72-0110)

- ・ 松山東警察署 交通第一課 (電話 089-943-0110)
- ・ 松山西警察署 交通課 (電話 089-952-0110)
- ・ 松山南警察署 交通課 (電話 089-958-0110)
- ・ 久万高原警察署 地域交通課 (電話 0892-21-0110)
- ・ 伊予警察署 交通課 (電話 089-982-0110)
- ・ 大洲警察署 交通課 (電話 0893-25-1111)
- ・ 八幡浜警察署 交通課 (電話 0894-22-0110)
- ・ 西予警察署 交通課 (電話 0894-62-0110)
- ・ 宇和島警察署 交通課 (電話 0895-22-0110)
- ・ 愛南警察署 地域交通課 (電話 0895-72-0110)



■ 標章の申請に必要なもの

- 標章申請書
- 運転免許証
- 自動車検査証
- (妊娠中または出産後8週間以内の方は) 妊娠の事実または出産の日を証明できる書類 (母子健康手帳等)

! 注意 !

1. 次のいずれかに該当する場合は、標章を返納しなければなりません。

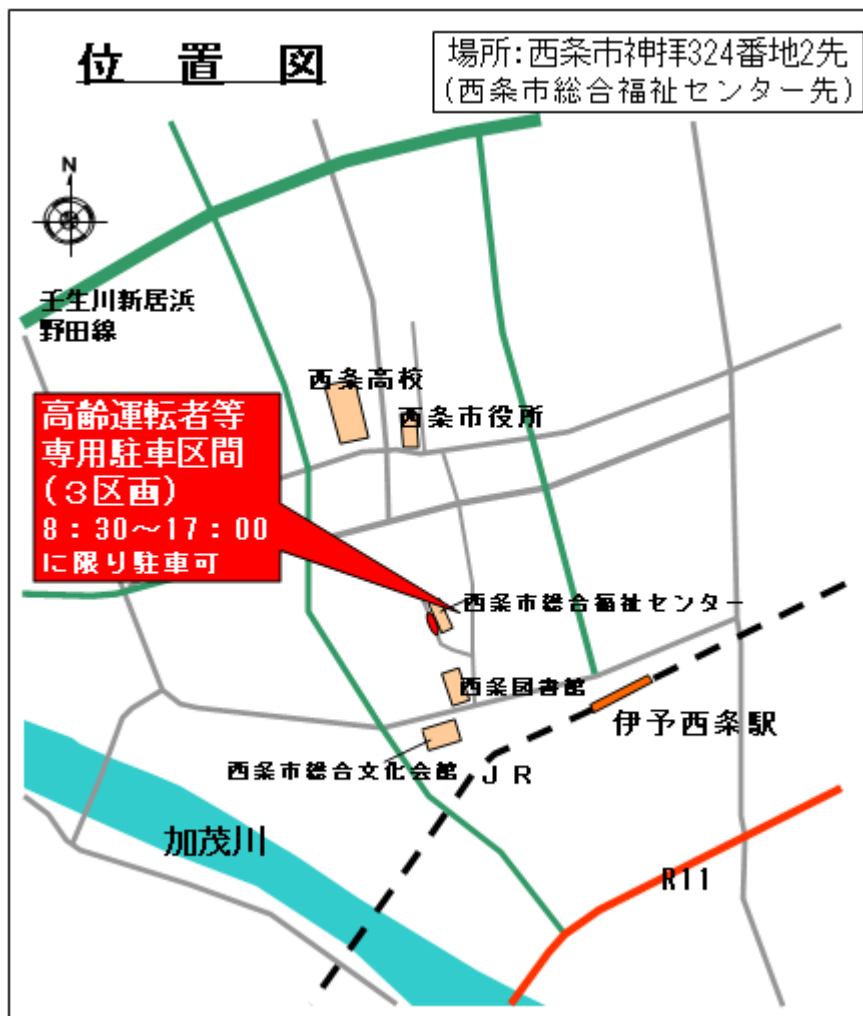
- 運転免許証が取消され又は失効したとき
- 出産後8週間を過ぎたとき
- 再交付後、亡失した標章を見つけたとき

2. 標章の譲渡や貸与はできません。

標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。

3. 標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみ駐車
できます。
4. 駐車する際、標章はフロントガラスの内側の車外から見えやす
い箇所に、表面が前方から見やすいように掲示してください。

🚩 高齢運転者等専用駐車区間設置場所 🚩



位置図

場所: 今治市別宮町1丁目4番1号先
(今治市役所北西先)



位置図

場所: 大洲市東大洲5番地先
(大洲中央病院東側先)



位置図



場所:八幡浜市保内町川之石
3番耕地297番地6先
(川之石橋西詰先)

保内中学校

宮内川

**高齢運転者等専用駐車区間
(2区画)**
平日(土曜・日曜・休日を除く日)
の8:30~17:00に限り駐車可

喜木川

川之石高校

保内小学校

川之石橋

八幡浜保内線

川之石港



位置図

場所:宇和島市和霊公園先
(和霊公園北東角先)

高齢運転者等
専用駐車区間
(4区画)
8:00~20:00
に限り駐車可

